

岐阜県公報

目次

訓令 甲

岐阜県税務処理規程の一部を改正する訓令

(税 務 課)

ページ
一

号外 (二) 平成二十八年 三月三十一日

訓令 甲

岐阜県訓令甲第三号

岐阜県税務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

総務部
出納事務局
各県税事務所

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県税務処理規程の一部を改正する訓令

岐阜県税務処理規程（昭和六十年岐阜県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

別記第四百七十五号様式中「第48条第7項の規定」を

「第48条第7項
第48条第8項において準用する

同法第48条第7項の規定」に改める。

附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)
(金曜日)

発行

(休日 に 当 た る)
(と き は 翌 日)

平成二十八年三月三十一日

平成二十八年三月三十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三
岐阜文芸社